平成２１年（フ）第２２８２号
札幌市中央区南７条西７丁目２番地１　ローヤルハイツ南７条1104号、申立時の住所札幌市中央区南５条西８丁目５番地１　ダイナスティパレス58―409号
債務者　竹澤　彩華
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２８３号
札幌市東区北50条東４丁目２番24号　クレストールN50―202号
債務者　結城　英明
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２８９号
札幌市中央区南７条西12丁目１番１―401号
債務者　松田　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２９５号
札幌市北区新川５条16丁目８番11号
債務者　平川　　悟
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２９７号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目９番11号　センターパークⅠ―102号
債務者　大井　雅弘
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３０６号
札幌市白石区北郷１条14丁目３番17号
債務者　天野　康彦
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３０８号
札幌市中央区南８条西８丁目520番地１　ハピネス８・８―203号
債務者　金田一洋子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３１１号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番11―201号
債務者　川島美代子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３１６号
札幌市中央区旭ケ丘１丁目３番30号　コーポソレイユ１号
債務者　吉田　節子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３３０号
札幌市東区北丘珠４条３丁目８番15号
債務者　樋口　佳之
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３３１号
札幌市東区北丘珠４条３丁目８番15号
債務者　樋口　正江（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３４２号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目９番６―303号
債務者　深尾真樹子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３７６号
札幌市東区北13条東14丁目３番17―402号
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３８６号
北海道北広島市大曲末広３丁目７番地12
債務者　山本　信子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７号
北海道網走市字卯原内68番地の３
債務者　綾部　瑞恵
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第１８号
北海道網走市字卯原内68番地の３
債務者　綾部　梨恵
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
盛岡市南大通２丁目10番10―206号
債務者　松島　修子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３９３号
岩手県花巻市大迫町大迫第15地割７番地30
債務者　菊池　美奈
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部